釧路地区吹奏楽連盟規約

第１章　総則

（名称等）

第１条　本連盟は、釧路地区吹奏楽連盟（英文名 KUSHIRO BAND ASSOCIATION）と称する。

２　本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員となり、その法人の地区区分による北海道支部に所属する。

（事務所）

第２条　本連盟は、事務所を事務局長在任地に置く。

２　本連盟は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本連盟は、全日本吹奏楽連盟北海道支部の掲げる目的に則して、地区の吹奏楽及び管打楽器による音楽の普及向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　コンクール及びフェスティバルの開催

（２）　吹奏楽祭・講習会・研究会等の開催

（３）　指導者の育成

（４）　吹奏楽等の楽曲創作の奨励および普及

（５）　吹奏楽等の普及事業の助成

（６）　その他目的を達成するために必要な事業

第３章　加盟団体及び会員

（種別）

第５条　本連盟は、次に掲げる団体及び会員により構成する。

（１）　加盟団体　本連盟の目的に賛同して入会した釧路・根室管内に所在する小学生・中学生・高等学校・大学・職場・一般の吹奏楽団体

（２）　賛助会員　本連盟の事業を賛助するため入会した法人又は個人

２　前項第１号に規定する団体及び同項第２号に規定する会員（以下「加盟団体等」という。）の入会基準は、北海道吹奏楽連盟が制定する加盟団体に関する登録規定に準ずるものとする。

（入会手続及び加盟金）

第６条　加盟団体等は、所定の加盟申込書を提出し、あわせて前年度に開催された総会において決定した加盟金を、定期総会までに納入しなければならない。

第４章　役員・組織

（種類及び定数）

第７条　本連盟に、次の役員を置く。

（１）　理事　１０名以上２５名以内

（２）　監事　２名

２　理事のうち、理事長に１名、副理事長に４名以内、事務局長に１名、事務局次長に１名、常任理事に５名以内をそれぞれ充てるものとする。

３　前項の理事長をもって、本連盟の代表理事とする。

（役員の選出）

第８条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

２　前条第２項に規定する役員は、理事の中から選定し、総会の決議によって選任する。

（役員の職務）

第９条　理事は、理事会を組織し、本連盟の業務及び事業の決定に参画する。

２　理事長は、本連盟を代表し、業務及び事業を統括して執行するとともに、北海道吹奏楽連盟における理事の職に就く。

３　副理事長は、理事長を補佐し、業務及び事業の円滑な執行、組織運営に努めるとともに、理事長に事故あるときはその職務を代理する。

４　事務局長は、本連盟の事務及び会計を処理するとともに、北海道吹奏楽連盟が招集する会議に出席する。

５　事務局次長は、事務局長を補佐し、本連盟の事務及び会計を処理する。
６　常任理事は、事業を企画立案し、直接的な遂行にあたる。
７　監事は、事業の運営並びに会計を監査する。

（役員の任期）
第１０条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。
２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、従前役員の任期満了と同時に終わるものとする。

第５章　名誉理事長

（名誉理事長）
第１１条　本連盟の発展に著しく功績のあった理事長経験者に名誉理事長の称号を贈ることができる。
２　名誉理事長は、理事長が総会の同意を得て選定する。

（追贈）
第１２条　名誉理事長の称号は、死亡した者に対しても追贈することができる。

第６章　会長・副会長・相談役

（会長）
第１３条　本連盟に会長及び副会長を置くことができる。
２　会長及び副会長は、本連盟の運営について、理事長及び第１６条に規定する本連盟の会議の諮問に応じて助言を行う。
３　会長は、本連盟の理事長の職にあった者より、総会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
４　副会長は、本連盟の理事長又は副理事長の職にあった者より、総会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

（相談役）
第１４条　本連盟に相談役を置くことができる。
２　相談役は、本連盟の運営について、理事長の諮問に応じて助言を行う。
３　相談役は、総会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

（任期）
第１５条　会長、副会長及び相談役の任期は終身とする。ただし、本人の意向により退任する場合はこの限りでない。

第７章　会議

（会議の種類）
第１６条　本連盟の会議は、総会、三役会、常任理事会、理事会及び部会とする。

（総会）
第１７条　定期総会は、毎年１回理事長が招集する。
２　臨時総会は、理事会又は監事が必要と認めたとき、理事長がこれを招集する。

（三役会）
第１８条　三役会は、理事長、副理事長及び事務局長をもって組織し、理事長がこれを招集する。

（理事会）
第１９条　理事会は、理事をもって組織し、理事長がこれを招集する。

（常任理事会）
第２０条　常任理事会は、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び常任理事をもって組織し、理事長がこれを招集する。

（部会）
第２１条　本連盟に次の部会を置く。
（１）　第１部会
（２）　第２部会
（３）　第３部会
２　部会に当該部会を担任する常任理事を置く。
３　部会は、第１項各号に掲げるいずれかの部会に所属する加盟団体等で組織し、当該部会を担任する常任理事がこれを招集する。

（総会の定足数）

第２２条　総会は、その構成員の半数以上の出席者をもって成立する。ただし、委任状によってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

２　総会の議長は、理事の中から選出する。議決は過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（総会の役割）

第２３条　総会は、次に掲げる事項の審議及び議決を行う。

（１）　事業計画及び報告に関すること。

（２）　予算及び決算に関すること。

（３）　役員及び監事の選任に関すること。

（４）　規約の変更に関すること。

（５）　大会実施規定及び審査内規の変更に関すること。

（６）　名誉理事長の選定及び同意に関すること。

（７）　会長、副会長及び相談役の推薦に関すること。

（理事会の役割）

第２４条　理事会は、次に掲げる職務の遂行並びに事項の審議及び議決を行う。

（１）　総会の権限に属せしめられた事項以外の事業の運営に関すること。

（２）　その他必要な事項

（常任理事会の役割）

第２５条　常任理事会は、次に掲げる職務の遂行並びに事項の審議及び議決を行う。

（１）　事業の遂行に関すること。

（２）　会計の運用に関すること。

（３）　北海道吹奏楽連盟及びその他の団体との連絡に関すること。

（４）　規約の細則（大会実施規定及び審査内規を除く。）の制定及び変更に関すること。

（５）　その他必要な事項

（部会の役割）

第２６条　部会は、次に掲げる職務を遂行する。

（１）　事業計画運営の計画とその直接的な実施に関すること。

（２）　その他必要な事項

第８章　事務局

（事務局）

第２７条　本連盟に事務局を置く。

２　事務局は、事務局長、事務局次長、事務局担当理事で構成する。

３　事務局に事務局員を置くことができる。

４　事務局員は、事務局長が委嘱する。

（事務局の役割）

第２８条　事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）　会議議事の立案に関すること。

（２）　会計の執行に関すること。

（３）　加盟団体等の加入及び脱退に関すること。

（４）　関係機関等との連絡調整に関すること。

（５）　他の会議に属しないこと。

第９章　会計

（経費の支弁）

第２９条　本連盟の経費は、会費、補助金、奨励金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

（会計年度）

第３０条　本連盟の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

第１０章　補則

（委任）

第３１条　この規約の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成２９年５月１３日一部改正）

この規約は、平成２９年５月１３日から施行する。

附　則（令和元年５月１１日一部改正）

この規約は、令和元年５月１１日から施行する。

附　則（令和３年５月１４日一部改正）

この規約は、令和３年５月１４日から施行する。

附　則（令和５年５月１３日一部改正）

この規約は、令和５年５月１３日から施行する。

附　則（令和６年５月１１日一部改正）

この規約は、令和６年５月１１日から施行する。

附　則（令和７年５月１０日一部改正）

この規約は、令和７年５月１０日から施行する。